

## 令和2年度土地家屋調査士試験筆記試験の合格点等について

### 1 筆記試験合格点

- ・ 午前部の試験を受験した者

午前部の試験 満点100点中70.5点以上 かつ

午後部の試験 満点100点中71.0点以上

- ・ 午前部の試験を免除された者

午後部の試験 満点100点中71.0点以上

なお、午前部の試験の多肢択一式問題、午前部の試験の記述式問題、午後部の試験の多肢択一式問題又は午後部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれの基準点(※1)に達しない場合には、それだけで不合格となります。

#### ※1 多肢択一式問題及び記述式問題の基準点

午前部(多肢択一式問題)の基準点 満点60点中30.0点

午前部(記述式問題)の基準点 満点40点中32.5点

午後部(多肢択一式問題)の基準点 満点50点中32.5点

午後部(記述式問題)の基準点 満点50点中30.0点

### 2 筆記試験の成績通知について

既に受験案内書及び土地家屋調査士試験会場において御案内のとおり、希望者に対して成績を通知することとしております。

成績通知は、筆記試験合格発表日(令和3年1月6日(水))から、随時、筆記試験の際に住所、氏名を御記入いただいた封筒に封入し、郵送にて発送いたします。

### 3 午前部の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定する認定基準点

午前部の試験 満点100点中70.5点以上

なお、午前部の試験の多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれの基準点(※2)に達しない場合には、それだけで不認定となります。

#### ※2 多肢択一式問題及び記述式問題の基準点

午前部(多肢択一式問題)の基準点 満点60点中30.0点

午前部(記述式問題)の基準点 満点40点中32.5点

4 午前の部の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者に対する通知について

午前の部の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（以下「認定者」といいます。）については、次年度以降の午前の部の筆記試験が免除されます。

認定者に対しては、筆記試験合格発表（令和3年1月6日（水））後に認定通知書を発送いたします。